



愛媛県報

発行 愛媛県

平成18年9月5日火曜日 第1792号

◇ 目 次 ◇ 告 示

指定調査機関の指定.....	759
指定情報公表センターの指定.....	759
新たな土地改良事業の施行の認可.....	759
保安林の指定の解除.....	759
開発行為に関する工事の完了.....	759

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告.....	760
砂利採取業務主任者試験の実施.....	760

教育委員会告示

公立博物館の登録.....	760
---------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1342号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の30第1項の規定により、次のとおり指定調査機関を指定した。

平成18年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

指定調査機関の名称	指定調査機関の住所	調査事務を行う事務所の所在地	指 定 年 月 日
愛媛県国民健康保険団体連合会	愛媛県松山市高岡町10番地1	同 左	平成18年4月1日
社会福祉法人愛媛県社会福祉協議会	愛媛県松山市持田町三丁目8番15号	同 左	平成18年4月1日
特定非営利活動法人 J M A C S	愛媛県松山市三番町六丁目5番地19扶桑ビル2階	同 左	平成18年4月1日

○愛媛県告示第1343号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の36第1項の規定

○愛媛県告示第1346号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成18年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
18松局建(開)第28号 平成18年8月24日	伊予市下吾川字壱丁地617番1、618番及び619番1	伊予市下吾川949番地の1 山田建工株式会社 代表取締役 山田健二 伊予市下吾川618番地1 佐伯キミ子

により、次のとおり指定情報公表センターを指定した。

平成18年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

指定情報公表センターの名称	指定情報公表センターの住所	情報公表事務を行う事務所の所在地	指 定 年 月 日
愛媛県国民健康保険団体連合会	愛媛県松山市高岡町10番地1	同 左	平成18年4月1日

○愛媛県告示第1344号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から認可申請のあった新たな土地改良事業(県単独補助土地改良事業(かんがい排水)・八日市地区)の施行を平成18年8月25日認可した。

平成18年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

○愛媛県告示第1345号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成18年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

- 解除に係る保安林の所在場所
今治市菊間町種1969の2
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
指定理由の消滅

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成18年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成18年8月23日	特定非営利活動法人 ハートネット西条	野口 征次郎	西条市小松町新屋敷甲2934番地1	この法人は、西条市内を中心として障害をもって日々暮らす人達に対し、地域の身近なところへの就労支援、地域活動及びスポーツ活動への参加支援等を行いながら、自立と社会参加の促進、生活の質の向上と共生社会の実現を図り、公益に寄与することを目的とする。

○公 告

砂利採取業務主任者試験の実施について

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定に基づき、平成18年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成18年9月5日

愛媛県知事 加戸守行

1 試験の場所

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県庁会議室（第一別館11階会議室）

2 試験の日時

平成18年11月10日（金）10時

3 受験願書の提出期間

平成18年10月10日（火）から19日（木）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

4 受験願書の請求先及び提出先

県庁土木部管理局土木管理課又は住所地を管轄する地方局建設部若しくは土木事務所

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第7号

博物館法（昭和26年法律第285号）第2条第2項に規定する公立博物館として、同法第12条の規定に基づき、次のように登録した。

平成18年9月5日

愛媛県教育委員会

委員長 井関和彦

設置者の名称	名 称	所 在 地	登 録 年 月 日	登 録 番 号
東 温 市	東温市立歴史民俗資料館	東温市見奈良509番地3	平成18年8月28日	第16号